

動物愛護センターの運営について【計画案】

1 施設の目的

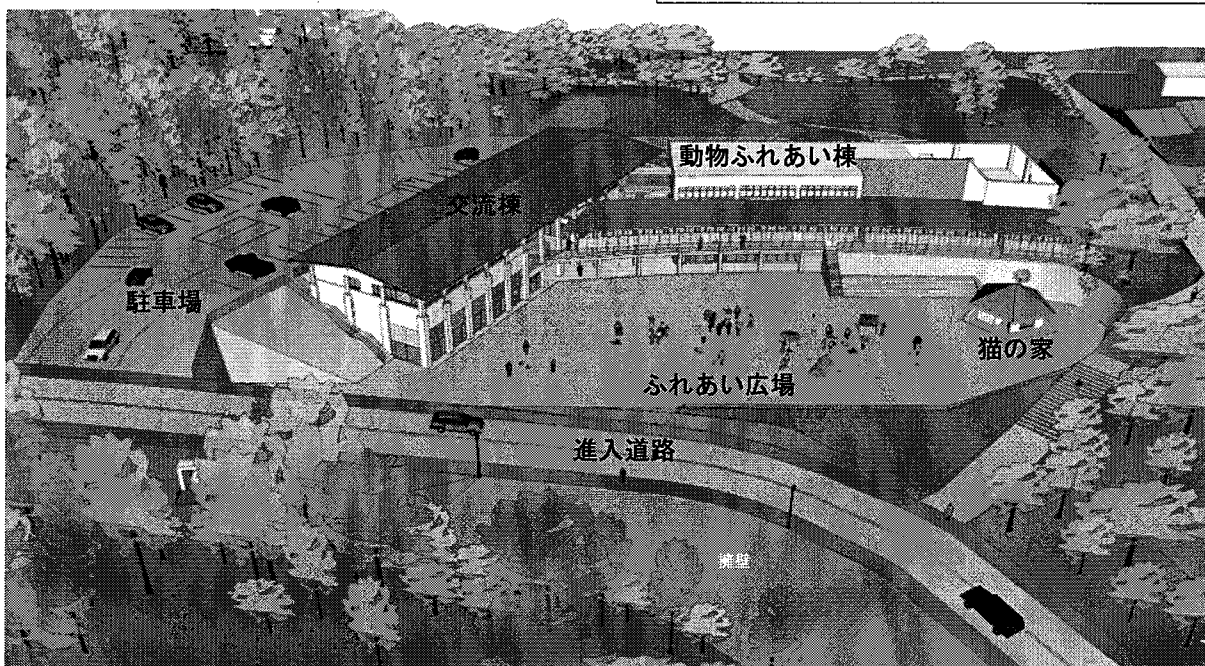
この施設は、犬や猫の正しい飼い方やその寿命を全うするまで飼育する「終生飼育」などの動物愛護思想や、適正飼育の普及啓発を行う「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。

そして、動物関係団体や市民ボランティア等との協働により運営を推進し、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指すとともに、犬、猫とのふれあいをきっかけとした市民の自主的活動を支援する交流の場とします。

2 施設概要

建物は、適正飼育等の啓発や地域活動を行うための「交流棟」と、犬、猫の保護・収容や傷病動物の治療・飼育を行う「動物ふれあい棟」、猫を展示し生態を観察する「猫の家」からなっています。また、敷地内には犬とのふれあい教室や譲渡会に利用する「ふれあい広場」があります。

動物愛護センター イメージ図



センター面積・構造等

敷地面積：10,560㎡

建築面積：1,739㎡

(交流棟 787㎡ 動物ふれあい棟 923㎡ 猫の家 29㎡)

延床面積：2,858㎡

(交流棟 1,477㎡ 動物ふれあい棟 1,354㎡ 猫の家 27㎡)

構造：交流棟・動物ふれあい棟 (RC造) 猫の家 (木造)

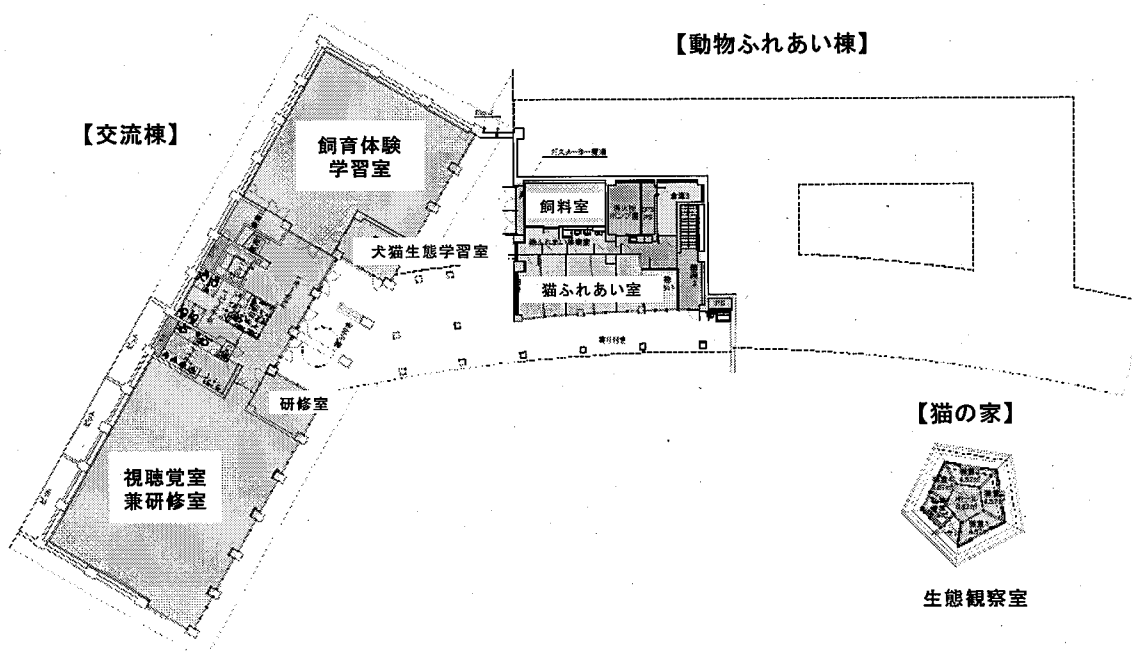
階数：交流棟・動物ふれあい棟 (地下1階、地上2階)

猫の家 (地上1階)

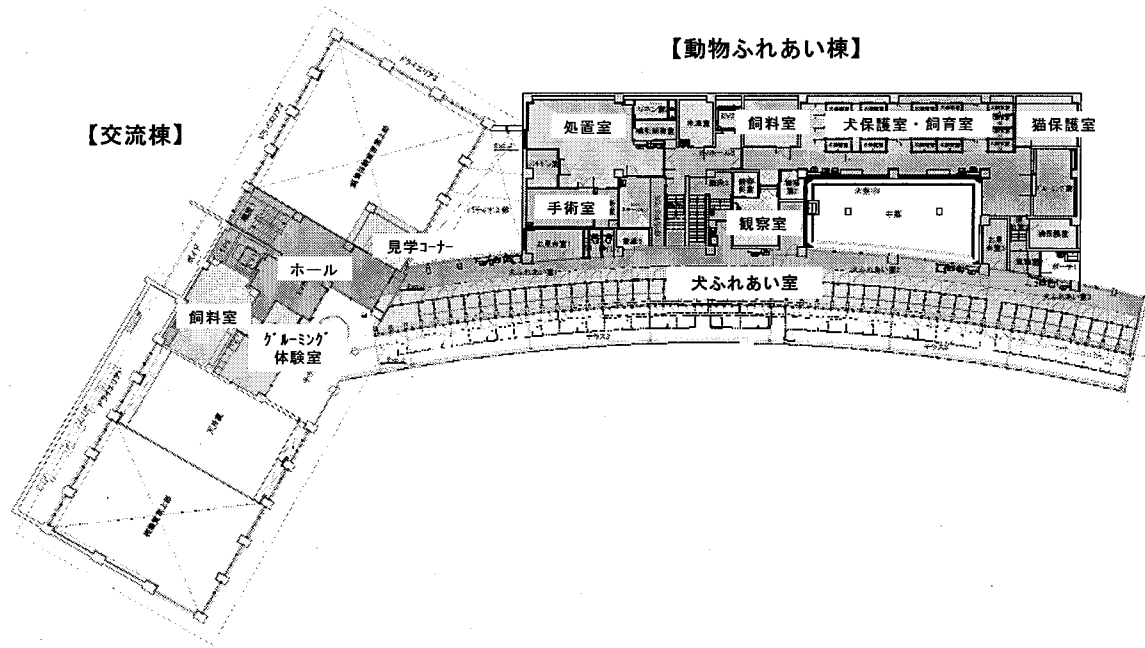
	交流棟	動物ふれあい棟
2階	<ul style="list-style-type: none"> ・市民交流プラザ ・市民活動室 ・健康チェック室、譲渡室 ・相談室 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットホーム (動物搬入口) ・保管庫、倉庫 ・休憩室 等
1階	<ul style="list-style-type: none"> ・見学コーナー ・グルーミング体験室 ・飼料室 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬ふれあい室 ・観察室、処置室、手術室 ・猫保護室、飼料室 等
地下1階	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育体験実習室 ・犬猫生態学習室 ・視聴覚室兼研修室 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫ふれあい室 ・小動物ふれあい室 ・飼料室 等

猫の家	・生態観察室
-----	--------

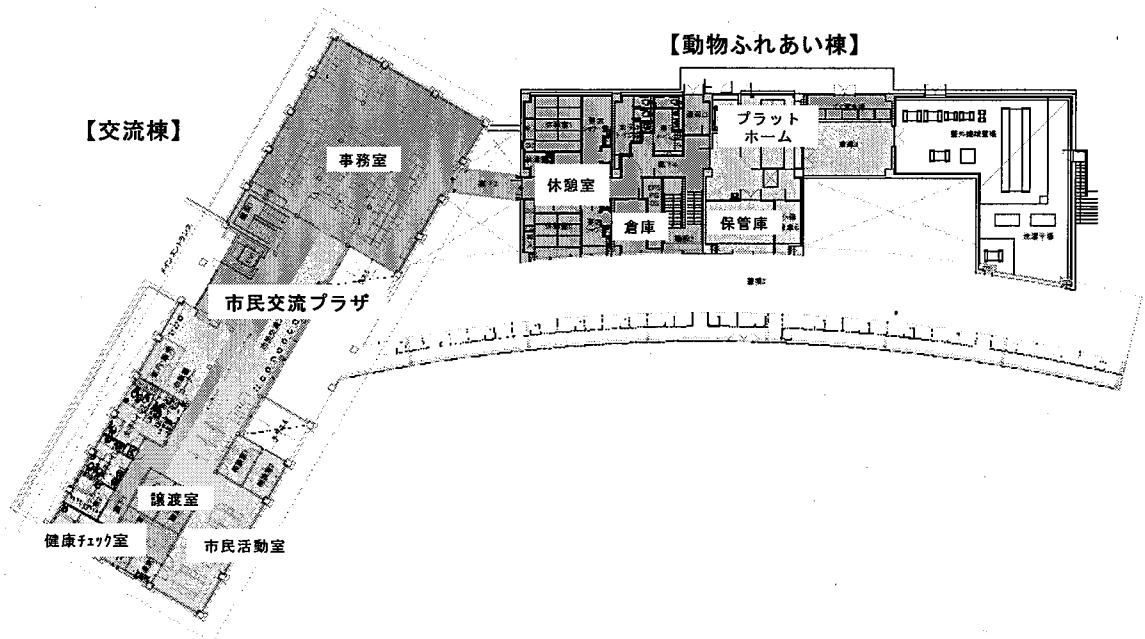
【建物平面図 (地下1階)】



【建物平面図 (1階)】



【建物平面図 (2階)】



3 センター運営の考え方

【市民協働部門】

動物愛護意識の涵養および生命尊重

センターでは、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に則り、動物の命を大切にすることをふまえ、引取りを行った傷病や高齢などの犬、猫にも治療や飼育等の処置を施し、可能な限り譲渡を推進します。

普及啓発の推進および市民等の相互交流

地域、動物関係団体および幼稚園、保育園、小学校等の園児・生徒に動物の正しい知識や理解を深めるよう普及啓発を推進し、この施設に集う市民や団体等が相互理解や交流を深めて活動できる施設として活用します。

【動物保護管理部門】

狂犬病発生予防および人と動物の共通感染症予防

「狂犬病予防法」による狂犬病発生の予防、まん延防止など、法律に基づく抑留施設および災害発生時の動物救護施設の役割を担います。

4 主要事業

動物愛護センターでは、飼い主、動物関係団体、地域住民など、動物に関わるすべての人々の立場や役割等を踏まえ、「人と動物の調和のとれた共生」の実現に向けて、国や他の自治体および18区役所と連携しながら、市全体の施策や地域の実情に即した取組を本市動物行政の拠点として展開します。

【市民協働部門】

(1) 動物愛護思想の普及啓発

保育園、幼稚園等の園児や小学校の児童等を対象として、ビデオ上映会や犬の訓練などの体験学習等を通じて、動物との正しい接し方や命の大切さを育みます。

(2) 適正飼育の普及啓発

動物の飼育者、飼育希望者を対象として、不適正飼育を解消する相談カウンセリング等の実施、デモンストレーション犬によるしつけ方教室など、適正飼育の普及啓発を行います。

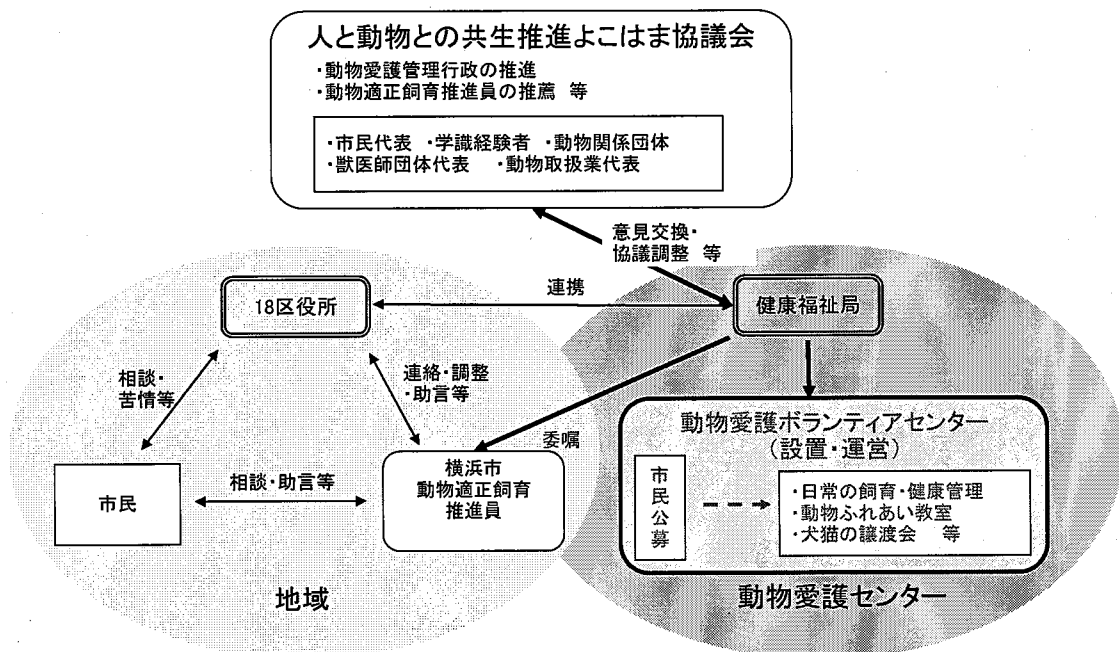
(3) 譲渡事業の充実

収容した犬や猫について、健康状態や社会への適合性等をみて、市民や動物関係団体等へ可能な限り譲渡を推進します。

(4) 市民ボランティア等との協働（ボランティアセンター設置予定）

本市動物行政の考え方を共有する市民ボランティアや動物関係団体との連携により普及啓発などの事業を推進するため、「動物愛護ボランティアセンター（仮称）」の設置を予定しています。

動物愛護ボランティアセンター（仮称）の設置・運営（案）



(5) 飼い主不明の犬、猫の対策（不妊去勢手術・マイクロチップ装着）

飼い主の不明な犬、猫の頭数や苦情等を減らすため、適正飼育指導を推進するほか、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢手術と、動物逸走時の迅速な対応や遺棄の防止を図るためのマイクロチップの装着を推進します。

また、いわゆる「地域猫」については、環境省のガイドラインに基づき、18区役所やボランティア、動物関係団体等と連携・調整して必要な支援を行います。

(6) 交流の場

動物愛護センターでは、動物体験学習や施設見学などを通じて、動物愛護意識の普及啓発を進めるとともに、各種イベントや講習会などで交流のきっかけづくりを行い、そこに集う市民やNPO法人などの自発的な活動を支援する地域交流の場として、施設を有効に活用していきます。

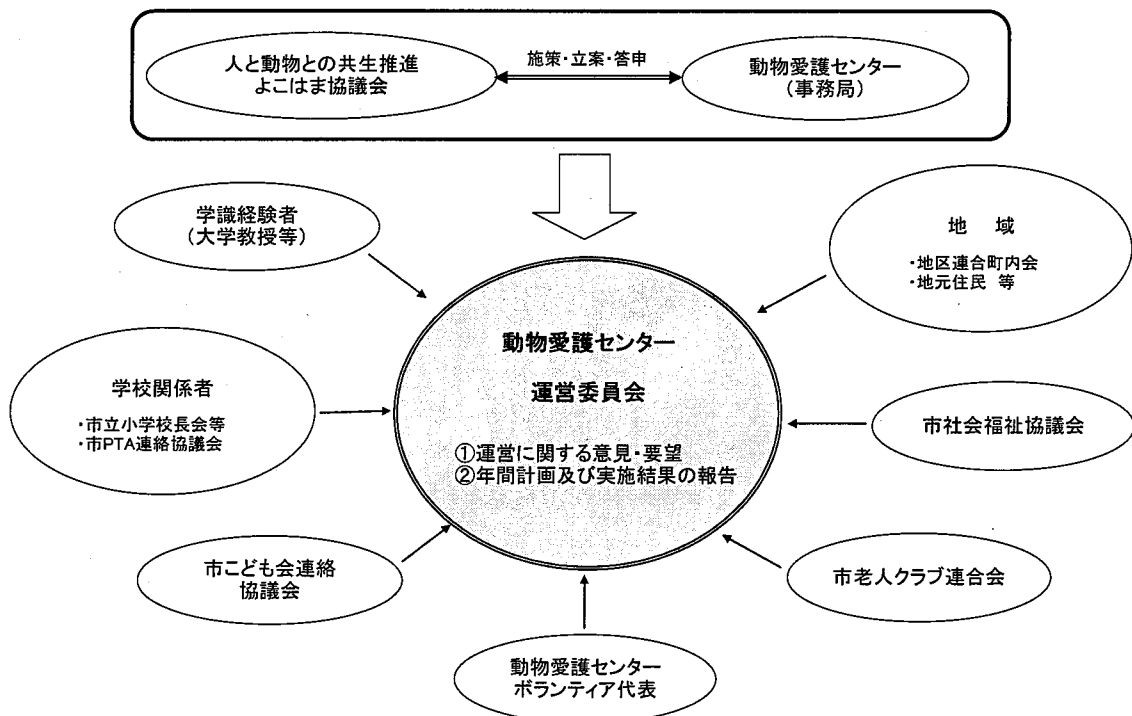
〈交流の活用例〉

- ・動物体験学習、施設見学（課外授業等）
- ・盲導犬、介助犬によるイベント開催
- ・各種講座、サロン活動の開催、地域住民等による懇談会 など

(7) 市民意見等の反映（運営委員会設置予定）

地域に根ざした動物愛護センターの運営を目指し、市民や各種団体等が自主的に参加できる取組として、幅広い市民の意見・要望を運営に反映するため「動物愛護センター運営委員会（仮称）」の設置を予定しています。

動物愛護センター運営委員会（仮称）構成メンバー（案）



(8) 動物愛護を目的とした寄附の受入れ

動物の適正飼育の普及啓発など、市民等が希望する動物愛護事業に対して、寄附を受け入れ、ボランティアセンターの運営等に活用します。

【動物保護管理部門】

(1) 傷病動物への緊急措置

交通事故等で動けない飼い主が不明な傷病動物（犬、猫等）への対応として、市内の動物病院で緊急的な治療等を行います。

(2) 収容動物の保護管理業務

ア 収容された犬、猫(*)の健康状態についての診察を行い、万一異常を認められた場合には、観察室で必要な措置を行います。また、動物病院から搬送された傷病動物についても引き続き治療等を行います。

(*)：猫の引取り業務は、市獣医師会へ業務委託していましたが、今後は動物愛護センターが対応します。

イ 負傷・病気等でやむを得ず致死処分をする場合には、鎮静・麻酔薬を使用し、動物愛護センターでは炭酸ガスによる処分機は設置しません。

【上記(1)、(2)以外の事業】

- (3) 飼うことのできなくなった犬、猫の引取り業務(引取り時の終生飼育指導の徹底)
- (4) 犬の捕獲業務
- (5) 収容動物返還率向上のための方策
- (6) 犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上
- (7) 鑑札と注射済票装着の徹底
- (8) 動物取扱業の監視指導
- (9) 特定動物飼育者の監視指導
- (10) 不適正な飼育、管理をする多頭飼育者の監視指導
- (11) 実験動物飼育施設の監視指導
- (12) 収容動物の飼育、施設管理業務
- (13) 犬、猫の致死処分
- (14) 危機管理対策の実施

5 事業運営

名 称	横浜市動物愛護センター	
所在地	横浜市神奈川区菅田町75番4	
市民利用	月曜日～土曜日 8時45分～17時15分	
休 館 日	日曜日、祝日及び年末年始	
駐 車 場	乗用車 40台 マイクロバス 2台	
交通機関	① JR横浜線 鴨居駅	バスで約10分
	② 市営地下鉄 片倉町駅	バスで約15分
	③ 相鉄本線 上星川駅	バスで約11分
	※ ①、②は、西菅田団地バス停から徒歩で約12分	
	※ ③は、上菅田町バス停から徒歩で約8分	

【送迎バス運行事業】

園児や児童・生徒を対象とした普及啓発の開催にあたっては、保育園や学校等から動物愛護センターまでの間、送迎バスを運行します。

利用料金の考え方

(1) 普及啓発

- ア 児童・生徒向け・・・無料【ボランティアとの協働】
⇒ 動物ふれあい教室、飼育体験教室
- イ 飼い主向け・・・実費負担（参加料）【民間事業者との共催】
⇒ 犬のしつけ方教室

(2) 施設利用料（飼育体験実習室・駐車場）

開所当初は基本的に無料としますが、市民の利用状況（利用者数）等を踏まえ、将来的に検討します。

動物愛護センター 23年3月しゅん工 5月開所予定